

# アライグマ対策の手引き Ver2.1

長崎県北部(佐世保市・佐々町・波佐見町・川棚町・松浦市など)を中心にアライグマが生息、農作物等に被害が発生しています。外来生物であるアライグマは増えやすく、大村市や諫早市でも生息が確認されており、更なる周辺市町への分布拡大や個体数増加、それにとמונau被害増加が懸念されます。少しでも早く捕獲を進めて、被害を防ぎましょう。

## アライグマ対策の心得

### アライグマは増えやすい

年に1回、3～6頭の子どもを産みます

外来生物のため、アライグマの天敵がいません

### さまざまな被害が発生します

#### 【農林水産業被害】

スイカ・メロン・トウモロコシ・ミカン・ブドウ・イチゴ・ビワなどの食害  
養鶏・養魚の食害

#### 【生活環境被害】

家屋への侵入による糞尿や騒音の被害

寺社などの文化財への糞尿・爪あとなどによる損傷

人畜共通感染症の危険性

(アライグマ回虫や狂犬病などの感染源になる可能性があります)

#### 【生態系被害】

在来動植物の捕食や在来動物との競合

野鳥などの繁殖地の消失

(ニホンザリガニやサンショウウオ、野鳥等の捕食の報告があります)

## 早期発見・早期対策(徹底捕獲)が重要です！！

被害を受けたり、アライグマを目撃した場合は、お近くの市町役場か  
県振興局にお知らせください。

## アライグマの生態

### 【原産地】

北アメリカ原産で、1970年代に飼育個体の逃亡や遺棄などにより自然繁殖。全国で生息が確認されている。

### 【形態】

タヌキによく似るが、眉間の黒い筋や尾の縞模様、手足の形状が異なる。

頭胴長 40～60cm 尾長 25～30cm 体重 4～10kg

### 【食性】

雑食性で植物の種子、果実などから小型の哺乳類、鳥やカエル、カニや昆虫まで幅広い食性を示す。

### 【繁殖】

年に1回、5月頃に3～6頭の子を出産する。妊娠期間は2か月程度。通常1年で性成熟する。

### 【行動】

夜行性で、昼間は主に巣穴で休息している。巣穴は他の動物が掘った穴や樹洞のほか、住宅の屋根裏や物置に侵入する。寺社や廃屋などもよく利用する。

なわばりを持たず、繁殖期以外は雌雄が単独生活するが、通常メスは子供を連れて行動する。冬眠はしない。

移動する際、水路や側溝を通ることが多い。



水路を通過して果樹園に侵入するアライグマの群れ

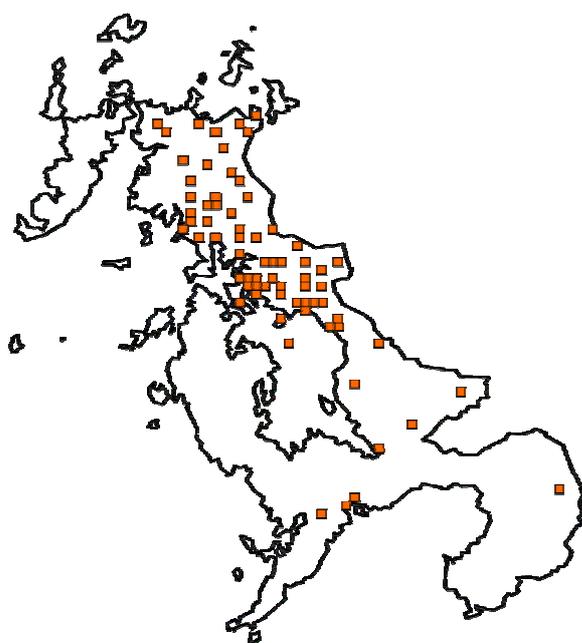
## 県内の状況

### 【生息・分布状況】

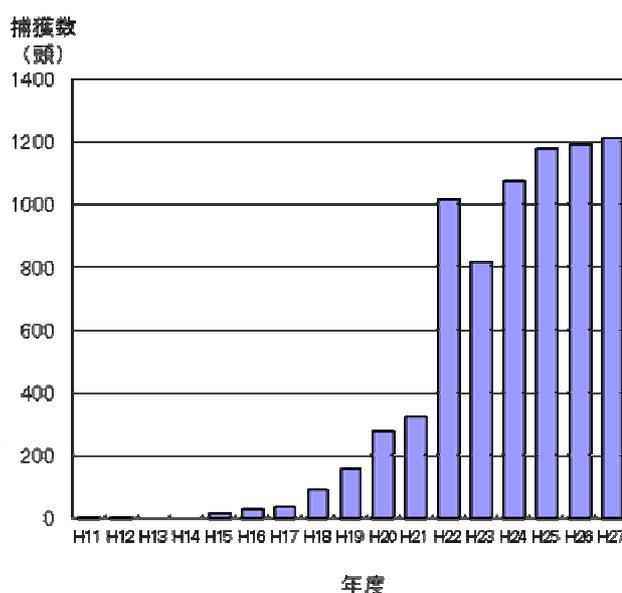
県内におけるアライグマの定着は明らかではありませんが、1997年に佐世保市内で飼育個体が逃亡、同年に佐世保市と東彼杵町での捕獲が報告されています。2002年以降は、川棚町や諫早市等でも捕獲されており、1990年代後半から2000年代前半にかけて県内での定着と拡大が起っていたと推測されます。

また近年、捕獲数も増加しており、H19年度以降は年間の捕獲頭数が100頭を越えました。H21年度は佐世保市を中心に佐々町や川棚町など県内で323頭が、H22年度以降は県北を中心に諫早市など県央でも捕獲実績があり千頭前後のアライグマが捕獲されており、引き続き、県内各地へのアライグマ生息拡大に警戒が必要です。

(H22年度からはアライグマ防除実施計画の策定等、捕獲体制の強化が図られています)



図．長崎県におけるアライグマの生息状況  
(H19年度の捕獲・目撃情報に基づく)



図．長崎県におけるアライグマ捕獲数の推移

### 【被害状況】

佐世保市や佐々町を中心にブドウ・イチゴ・スイカ・トウモロコシ・ミカン等、様々な農作物の被害が発生しています。近年、捕獲強化を含めた対策の推進により、農業被害は減少していますが、家屋侵入等の生活被害の相談が増加している地域があります。

表．長崎県におけるアライグマによる農作物被害額の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27
被害額 (千円)	3,494	1,139	1,424	308	478

# アライグマの見分け方

## 【アライグマの特徴】

アライグマは額の黒い筋、尻尾のリング状の縞模様、人に似た手のひら・足の裏と長い指を持つ手足の形状から、他の動物との区別が容易です。



### 【顔や体の特徴】

- ・額から鼻にかけて黒い筋がある
- ・尻尾にリング状の縞模様がある
- ・体の色は通常、灰褐色や茶褐色
- ・手先や足先部分のみが黒い



アライグマの顔



アライグマの尻尾

### 【手足の特徴】

- ・5本の長い指と爪がある
- ・手のひら、足の裏がある

つかんだり、引っ張ったりが得意



アライグマの前足



アライグマの後足

### 【足跡の特徴】

- ・5本の長い指と手のひらや足の裏の跡が残る
- ・指先から手にひらの付け根、つま先からかかとまでの、べたっとした足跡が残ることが多い。  
(蹠行性：しょこうせいの歩き方)



側溝内で見つかったアライグマの足跡

### 【その他の特徴】

- 糞
- ・イヌに似た形や大きさ
  - ・植物の種や葉、動物の骨や殻が同じ糞に入ることがある
  - ・巣穴近くでは糞が溜まる場合がある

- 歯
- ・発達した犬歯がある
  - ・噛む力が強く、捕獲時は要注意



アライグマの糞



アライグマの口の中

## 【間違えやすい動物】

目撃した時や捕獲した時に、アライグマと間違えないように注意しましょう。

### タヌキ



- ・耳の形が丸みを帯びている
- ・額と鼻の間に黒い筋がない
- ・尻尾はふさふさしているが、全体が黒く、リング状の縞模様はない
- ・手足は付け根から全体的に黒い
- ・手足は4本指の丸い形をしている



4 cm × 4 cm 程度

### アナグマ



- ・胸が長く、手足がそれほど長くはない（ずんぐりした体形）
- ・目の周りが黒く、顔は体色よりも白っぽい
- ・尾は短く毛が長いので、丸く見える
- ・手足は短い5本の指と大きな爪がある



6 cm × 5 cm 程度

### テン



- ・体は細長く、全体的に黄色っぽい毛に覆われる
- ・アライグマに比べて体は小さい
- ・顔は丸みを帯びていて、体とは別の色をしている（テンは体色の変化が大きい）
- ・尾は長く、色は体の色と変わらない
- ・手足は5本の短い指と爪がある



3 cm × 4 cm 程度

### ハクビシン



- ・体は細長く、灰褐色をしている
  - ・額から鼻先にかけて白い線がある
  - ・顔や足の手足、尻尾の先端などが黒い
  - ・尾は長く、比較的短い毛で覆われている
  - ・手足には手のひら、足の裏があり、5本の短い指と爪がある
- 外来生物ですが、環境省の特定外来生物には指定されていません

写真提供：埼玉県農林総合研究センター 古谷氏

## 【農作物被害の特徴】

アライグマは器用な手先を使って物を食べるため、他の動物とは異なる特徴的な被害の痕が残ります。

### スイカの食害痕



#### 被害の特徴

小さい穴から中身がくりぬかれる。

#### 類似する被害作物

メロン・カボチャなど

写真提供：野生鳥獣対策連携センター 阿部氏

### ブドウの食害痕



#### 被害の特徴

房から果実だけがもぎ取られる。  
(皮などの食べ残しが残らない)  
袋掛けしている場合、袋が縦に裂かれる。

#### 類似する被害作物

ミニトマトなど

### トウモロコシの食害痕



#### 被害の特徴

株が地面近くに倒されることが多い。  
茎からちぎられている。  
皮が細く全体的に剥かれる。

写真提供：野生鳥獣対策連携センター 阿部氏

### ナシの食害痕



#### 被害の特徴

枝や葉と一緒に果実がもぎ取られる  
袋掛けしている場合、袋は外されることが多い。

#### 類似する被害作物

ミカンやカキなど

写真提供：埼玉県農林総合研究センター 古谷氏

## アライグマ対策（捕獲方法）

アライグマなどの外来生物の対策は、数が少ないうちに徹底捕獲を行って地域から根絶することが重要です。ワナは主に箱ワナ（間口 30cm 程度、奥行き 80cm 程度）を使用します。

### 【捕獲に使うエサ】

一般的に油と甘いにおいがするものを使います。

例：キャラメル味のコーン菓子・揚げパン・ピーナッツバターを塗ったクラッカーなど  
鶏肉や魚肉ソーセージ、キャットフード等でも捕獲できますが、他の動物がワナにかかる可能性が高いため、使用を控えます。

ワナの周りにもエサ（寄せ餌）を撒きます。

寄せ餌の減り方でアライグマが来ているかどうかの判断ができます。

### 【ワナを仕掛ける場所】

被害のあった場所や巣穴、通り道に箱ワナを仕掛けます。

被害や目撃があった直後の方が、よく捕れます。日にちが立つと移動する可能性があり、捕獲効率が下がります。

子連れで行動することも多く、条件の良い場所には複数のアライグマが生息することがあります。一度捕まった場所では、ワナを継続して設置しましょう。



箱ワナの設置場所

（巣穴や被害場所近くの通り道にワナを置く）



エサの撒き方

（通り道から引き込むように寄せ餌を撒く）

### 【ワナを仕掛ける場合の注意事項】

見回りを毎日しましょう。必ず標識をワナに付けます。

アライグマがワナにかかった時は、引搔かれたり噛まれたりしないように、体から離して箱ワナを持ちましょう。（なるべく素手では作業しないようにする）

## 【その他の捕獲に係る留意点】

アライグマは、生態系や農林水産業等に被害を及ぼす生物として、環境省の外来生物法により「特定外来生物」に指定されています。

アライグマの飼養・保管・運搬等は法律で禁止されています。

捕獲には狩猟免許や許可等が必要です。

(狩猟期間) 狩猟免許

(狩猟期間以外) 狩猟免許及び有害捕獲許可

詳しくは、お住まいのある市町役場にご確認ください。

外来生物法に基づくアライグマ防除実施計画を市町等が設定することで、次の規制緩和が可能です。

狩猟免許を持たない者も、捕獲と安全の知識・技術があれば「特定外来生物」の捕獲に従事できる

鳥獣法の有害捕獲許可を受けずに「特定外来生物」を捕獲できる。

外来生物法で禁止されている「特定外来生物」の保管・運搬等ができる。

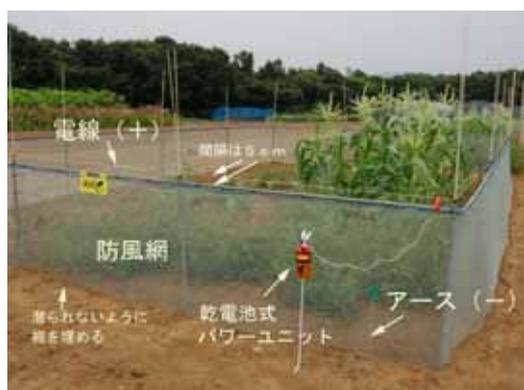
## アライグマ対策（侵入防止対策）

柵をつくって農地等への侵入を防ぐ方法があります。他の獣害対策と組み合わせるなど、費用と効果を考えて柵の設置を進めましょう。

アライグマ（中型哺乳類）のみが出没

白落くん（ネット柵 + 電気柵）

（写真提供：埼玉県農林総合研究センター 古谷氏）



アライグマに加えてイノシシが出没

複合柵（ワイヤーメッシュ柵 + 電気柵）

